

別表4 プレキャストコンクリート製品

あいくる材は別表4及び別表4－1～4－3の評価基準を満たすものである。更に別表4－4を満たした場合、CO₂削減取組資材とし、【C】資材名と表記する。

項 目	評 価 基 準 内 容
① 評価対象資材	再生資源を骨材として利用したプレキャストコンクリート製品を対象とする。 この基準で対象とするプレキャストコンクリート製品の種類は、J I S規格の区分に基づき別表4－1のとおり区分する。
② 品質・性能	以下の全ての項目に適合していること。 a. 基本（共通）規格 基本（共通）規格は以下によること。 JIS A5361：2016 プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則 JIS A5362：2016 プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法 JIS A5363：2016 プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則 JIS A5364：2016 プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則 JIS A5365：2016 プレキャストコンクリート製品－検査方法通則 b. 製品規格 製品の構造別製品規格は、以下によること。 JIS A5371：2016 プレキャスト無筋コンクリート製品 JIS A5372：2016 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 c. その他 「L型擁壁」及び「ボックスカルバート」については、形状その他必要な事項について「中部地区コンクリート二次製品構造規格（案）（暫定版）」（平成12年8月 中部地区コンクリート二次製品構造規格検討委員会）の基準を準用することができる。
③ 再生資源の含有率	別表4－2の規定に適合する再生資源を製品に対する質量比で10%以上含有しており、これら以外の再生資源を骨材として含有しないこと。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 原則として、次のいずれかに該当する工場において製造がなされていること。 ・ 「JIS A 5371：2016 プレキャスト無筋コンクリート製品」、「JIS A 5372：2016 プレキャスト鉄筋コンクリート製品」に基づく J I Sマーク製品の製造が可能な工場 ・ 公益社団法人 日本下水道協会の下水道資器材製造工場の認定を受けた工場 ・ ISO 9001 の認定を受けた工場 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。

⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表4－3に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。
---------------	--

別表4-1 プレキャストコンクリート製品の区分

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品					
1	大分類		小分類		
			Ⅰ 類		Ⅱ 類
	①	暗渠類	ア	無筋コンクリート管	イ その他
	②	舗装・境界ブロック類	ア	境界ブロック	イ その他
	③	路面排水溝類	ア	L型側溝	イ 皿型側溝
					ウ その他
	④	ブロック式擁壁類	ア	積みブロック	ウ その他
			イ	大形積みブロック	
		(その他の製品)			
	⑤	用排水路類			ア
	⑥	のり面被覆ブロック類			イ
	⑦	緑化ブロック類			ウ
JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品					
2	大分類		小分類		
			Ⅰ 類		Ⅱ 類
	①	くい類	ア	鉄筋コンクリートくい (RCくい)	イ 鋼管複合くい (SCくい)
					ウ その他
	②	擁壁類	オ	矢板	ア L型擁壁
			ケ	大形積みブロック	イ 逆T形擁壁
					ウ 控え壁式擁壁
					エ PC壁体
					カ 組立土留め
					キ 井げた組擁壁
					ク 補強土壁
					コ その他
	③	暗きょ類	ア	鉄筋コンクリート管	オ アーチカルバート
			イ	遠心力鉄筋コンクリート管	カ 推進管
			ウ	組合せ暗きょブロック	キ シールド用セグメント
			エ	鉄筋コンクリートボックスカルバート	ク 組立式アーチカルバート
					ケ その他
	④	マンホール類	ア	マンホール側塊	イ 組立マンホール
					ウ その他
	⑤	路面排水溝類	ア	U型側溝	エ 皿型側溝
			イ	上ぶた式・落ちふた式U型側溝 (旧 JIS A 5345)	オ 排水性舗装用側溝・縦断管
			ウ	L型側溝	カ 縦断こう (勾) 配可変側溝
					キ 浸透・透水性側溝
					ク その他
	⑥	用排水路類	ア	フリューム	エ L型水路
			イ	ベンチフリューム	オ 組立さく (柵) きょ
			ウ	組立土留め	カ 矢板
					キ その他
	⑦	共同溝類	エ	ケーブルトラフ	ア 共同溝
					イ 電線共同溝
					ウ 洞道
					オ その他
		(その他の製品)			
	⑧	橋りょう類			ア
	⑨	貯水施設類			イ
	⑩	防災施設類			ウ
	⑪	緑化ブロック類			エ

(プレキャストコンクリート製品の表記例)

[例] 1-②-ア (JIS) JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品ー舗装・境界ブロック類ー境界ブロックーJIS マーク表示製品の場合

※略称は次のとおりとする。

JIS： JIS マーク表示製品

準 JIS： JIS マーク表示製品を製造する工場で JIS に準じて製造された製品 (JIS マークを付けない、又は再生資源等の関係で JIS マーク表示製品にならないもの)

JIS 外： JIS、準 JIS 以外の製品

注) JIS A 5371 で、舗装・境界ブロックに属する、平板及びインターロッキングブロックは、評価基準 5) 舗装用ブロックで審査する。

別表 4-2 「プレキャストコンクリート製品」の骨材 (原料) となる再生資源とその品質・性能

再生資源	品質・性能
高炉スラグ フェロニッケルスラグ 銅スラグ 電気炉酸化スラグ	それぞれ、 JIS A 5011-1 : 2018 (コンクリート用スラグ骨材ー第 1 部 : 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 : 2016 (コンクリート用スラグ骨材ー第 2 部 : フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 : 2016 (コンクリート用スラグ骨材ー第 3 部 : 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 : 2018 (コンクリート用スラグ骨材ー第 4 部 : 電気炉酸化スラグ骨材) の規定に適合すること。
一般廃棄物溶融スラグ 下水汚泥溶融スラグ 産業廃棄物溶融スラグ	「JIS A 5031 : 2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」の規定に適合すること。
コンクリート用再生骨材 キューポラスラグ 建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材	「JIS A 5364 : 2016 プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則」の「4.1.2 骨材」の規定に適合すること。

別表 4-3 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	---

別表 4-4 CO₂削減取組項目

CO ₂ 削減取組項目	セメント部分において、質量比 55%以上 60%以下を高炉スラグ微粉末に置換えを行ったもの。
------------------------	--